

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	住友電気工業株式会社
【英訳名】	Sumitomo Electric Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	社長 井上 治
【本店の所在の場所】	大阪府中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル）
【電話番号】	06(6220)-4141（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 井上 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番13号
【電話番号】	03(6406)-2600（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部次長 門永 達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第154期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役として、松本正義、井上 治、羽藤秀雄、西村 陽、白山正樹、宮田康弘、佐橋稔之、中島 成、佐藤廣士、土屋裕弘、クリスティーナ・アメージャン、渡辺捷昭、堀場 厚、緒方佳幸及び川俣享子を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、上原理子を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	6,445,096	83,037	1,233	(注)1	可決(98.56%)
第2号議案				(注)2	
松本 正義	5,838,719	671,398	19,196		可決(89.29%)
井上 治	6,264,322	245,798	19,196		可決(95.80%)
羽藤 秀雄	6,466,423	61,641	1,255		可決(98.89%)
西村 陽	6,467,739	60,325	1,255		可決(98.91%)
白山 正樹	6,470,584	57,480	1,255		可決(98.95%)
宮田 康弘	6,470,698	57,366	1,255		可決(98.95%)
佐橋 稔之	6,470,607	57,457	1,255		可決(98.95%)
中島 成	6,470,620	57,444	1,255		可決(98.95%)
佐藤 廣士	6,511,849	16,218	1,255		可決(99.58%)
土屋 裕弘	6,512,104	15,963	1,255		可決(99.58%)
クリスティーナ・ アメージャン	6,512,608	15,458	1,255		可決(99.59%)
渡辺 捷昭	6,208,035	320,024	1,255		可決(94.93%)
堀場 厚	6,325,729	202,326	1,255		可決(96.73%)
緒方 佳幸	6,449,580	78,484	1,255		可決(98.63%)
川俣 享子	6,502,573	25,495	1,255		可決(99.44%)
第3号議案				(注)2	
上原 理子	6,514,253	13,844	1,233		可決(99.62%)
第4号議案	6,501,541	18,069	9,751	(注)1	可決(99.42%)
第5号議案	6,518,209	9,274	1,879	(注)1	可決(99.68%)
第6号議案	6,516,587	11,091	1,694	(注)1	可決(99.65%)

(注)1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上